

公職選挙法施行令の一部を改正する政令要綱

- 第一 衆議院比例代表選出議員の選挙の公職の候補者等に係る政治活動用立札及び看板の類の総数に関する事項

衆議院比例代表選出議員の選挙の公職の候補者等に係る政治活動用立札及び看板の類の総数の基準となる衆議院比例代表選出議員の選挙区の区域内の衆議院小選挙区選出議員の選挙区の数の下限が十一となることに伴い、所要の規定を整備するものとする。こと。 (第百十条の五関係)

第二 施行期日等に関する事項

- 一 この政令は、衆議院小選挙区選出議員の選挙区間における人口較差を緊急に是正するための公職選挙法及び衆議院議員選挙区画定審議会設置法の一部を改正する法律附則第一条ただし書に規定する規定の施行の日から施行するものとする。こと。 (附則第一項関係)

- 二 改正後の第百十条の五第一項第二号の規定は、この政令の施行日以後初めてその期日を公示される総選挙から適用するものとする。こと。 (附則第二項関係)